

資料編

西東京市農業振興計画推進委員会

西東京市農業振興計画推進委員会

平成 24（2012）年度以降、推進委員会を 8 回開催し、計画策定に向けた検討・協議を進めました。

（1）開催概要

① 第 1 回推進委員会

項目	内容
日時	平成 24（2012）年 11 月 2 日（金） 10 時 00 分から 12 時 00 分まで
場所	防災センター講座室Ⅱ
議事次第	(1) 委員長及び副委員長の選出について (2) (仮称) 第 2 次西東京市農業振興計画について (3) 西東京市農業振興計画(平成 15 年度策定)の振り返りについて (4) 西東京市農業の現状及び検討課題について (5) その他

② 第 2 回推進委員会

項目	内容
日時	平成 25（2013）年 1 月 9 日（水） 10 時 00 分から 12 時 00 分まで
場所	防災センター講座室Ⅱ
議事次第	(1) 第 1 回農業振興計画推進委員会の振り返り (2) 西東京市の農業の検討課題について

③ 第 3 回推進委員会

項目	内容
日時	平成 25（2013）年 1 月 29 日（火） 9 時 55 分から 12 時 15 分まで
場所	防災センター講座室Ⅱ
議事次第	(1) 第 2 回農業振興計画推進委員会の振り返り (2) アンケート・ヒアリング項目について

④ 第 4 回推進委員会

項目	内容
日時	平成 25（2013）年 5 月 31 日（金） 13 時 00 分から 15 時 30 分まで
場所	防災センター講座室Ⅱ
議事次第	(1) (仮称) 第 2 次西東京市農業振興計画策定に係る調査報告書について (2) (仮称) 第 2 次西東京市農業振興計画における計画の構成等の考え方（素案）について

⑤ 第5回推進委員会

項目	内容
日時	平成 25 (2013) 年 7 月 10 日 (水) 9 時 00 分から 10 時 40 分まで
場所	防災センター講座室Ⅱ
議事次第	(1) (仮称) 第 2 次西東京市農業振興計画策定における将来像、基本方針及び計画の体系等について

⑥ 第6回推進委員会

項目	内容
日時	平成 25 (2013) 年 8 月 22 日 (木) 9 時 00 分から 11 時 00 分まで
場所	防災センター講座室Ⅱ
議事次第	(1) (仮称) 第 2 次西東京市農業振興計画策定における将来像、基本方針及び計画の体系(案)について (2) 計画の体系及び個別事業概要(案)について

⑦ 第7回推進委員会

項目	内容
日時	平成 25 (2013) 年 10 月 31 日 (木) 9 時 00 分から 11 時 00 分まで
場所	防災センター講座室Ⅱ
議事次第	(1) 第 6 回委員会で決定した個別事業の取組み内容等の確認について (2) 委員提案による個別事業について (3) 産業振興マスタープラン中期計画に位置付ける事業について

⑧ 第8回推進委員会

項目	内容
日時	平成 26 (2014) 年 1 月 28 日 (火) 9 時 00 分から 10 時 00 分まで
場所	防災センター講座室Ⅱ
議事次第	(1) (仮称) 第 2 次西東京市農業振興計画(素案)パブリックコメント実施報告について (2) (仮称) 第 2 次西東京市農業振興計画報告書(案)の承認について

(2) 西東京市農業振興計画推進委員会設置要綱・委員名簿

西東京市農業振興計画推進委員会設置要綱

第1 設置

西東京市における農業施策を計画的に推進するために策定した西東京市農業振興計画（以下「振興計画」という。）を円滑に推進するため、西東京市農業振興計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 所掌事項

委員会は、振興計画を推進する事項について検討し、市長に報告する。

第3 委員会の構成

委員会は、次に掲げる委員12人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者 1人以内
- (2) 農業団体の職員 2人以内
- (3) 農業関係者 4人以内
- (4) 市民 3人以内
- (5) 関係行政機関の職員 2人以内

第4 委員の任期

委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5 委員長等

委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6 会議

委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、委員会を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決すところによる。

第7 意見の聴取

委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、資料の提出を求めることができる。

第8 謝金

市長は、第3第5号に規定する関係行政機関の職員を除く委員が委員会に出席したときは、謝金を支給する。

第9 庶務

委員会の庶務は、生活文化スポーツ部産業振興課において処理する。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年8月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月29日から施行する。

西東京市農業振興計画推進委員会

委員名簿

(任期：平成 24 (2012) 年 9 月 29 日から平成 26 (2014) 年 9 月 28 日まで)

(敬称略)

	構成区分	氏名	役職等
委員長	学識経験者	後藤 光蔵	武蔵大学経済学部 教授
委員	公募市民	吉川 秀則	
委員	〃	長谷川 智子	
副委員長	農業団体の職員	北沢 俊春	東京都農業会議 事務局次長・業務部長
委員	〃	松本 光博	J A 東京みらい保谷支店 西東京地区統括支店長
委員	農業関係者	村田 秀夫	西東京市農業委員会 会長
委員	〃	保谷 隆司	西東京市農業委員会 会長職務代理
委員	〃	櫻井 正行	J A 東京みらい保谷支店 保谷地区そ菜出荷組合 組合長
委員	〃	大谷 孝良	J A 東京みらい田無支店 田無農友会 会長
委員	関係行政機関の 職員	阿部 宏美	東京都農業振興事務所農務課 農政係長 (H24. 9. 29~H25. 3. 31)
		中里 雅美	東京都農業振興事務所農務課 地域計画担当係長 (H25. 4. 1~)
委員	〃	西村 修一	東京都中央農業改良普及センター 主任普及指導員



平成 26 年 2 月 10 日 後藤委員長より市長に報告

用語解説

用語解説

あ行

援農ボランティア

P11,13,16,17,22,25
,27,34

農業に関心を持つ市民を対象に、農作業体験や農業者との交流等を通じて、都市農業の意義や役割について理解を深めてもらい、農家とともに安全で新鮮・良質な農産物等の生産を担うボランティアを養成し、認定する制度。

本市の場合、公益財団法人東京都農林水産振興財団が実施する「援農ボランティア養成講座（東京の青空塾）」を受講し、市内の農業者から実技指導を受けた後、認定される。

か行

兼業農家

P7

世帯員の中に兼業従事者（1年間に30日以上農業以外に従事した者、又は農業以外の自営業で1年間に販売金額15万円以上を得た者）が1人以上いる農家のこと。

経営耕地

P8,9,26

農家が経営する耕地（田、畑、樹園地の計）の面積をいい、農家が所有している耕地のうち、貸し付けている耕地と耕作放棄地を除いたものに、借りている耕地を加えたもの。

さ行

災害協力農地

P10,25,37

市内において大規模な災害が発生した際に、延焼遮断や緊急避難場所としての防災機能等を保全するため、生産緑地等を対象に、本市と協定を締結した農地のこと。

産学公連携

P25,41

大学や研究機関と、市内事業者及び行政が共同又は連携し、各種事業を行う取組み。

自給的農家

P7

経営耕地面積が30a未満、かつ農産物販売金額が50万円未満の農家のこと。

市民農園

P10,11,14,18,19,20
,23,25,42

本市が借用した農地（生産緑地以外の農地）に、市民が自らの作付け等により、野菜づくり体験を行う場所。

食料自給率

P3

国内の食料消費が、国内の農業生産でどの程度賄えているかを示す指標のこと。

①食料の重さそのものを用いて計算する「重量ベース自給率」、②食料に含まれるカロリーを用いて計算する「カロリーベース総合食料自給率」、③価格を用いて計算する「生産額ベース総合食料自給率」の3種類の計算方法がある。

食料・農業・農村基本法

P2

平成11年7月に施行され、同法に基づき、国の農政の基本指針となる「食料・農業・農村基本計画」が策定されている（平成22年3月改定）。その中では、農業を通じて国民の命と健康を守り、さらには我が国の経済、環境、伝統文化等を含めた国民の生活を豊かなものとするための施策の方向性が示されている。

専業農家 P7	世帯員の中に、兼業従事者が1人もいない農家のこと。
生産緑地 P8,9,10,23,25,26,36	市は、市街化区域内の農地で、次に該当する区域について、都市計画における生産緑地地区を定めることができる。 ①良好な生活環境の確保に相当の効果があり、公共施設等の敷地に供する用地として適しているもの、②500㎡以上の面積を有しているもの、③農林業の継続が可能な条件をそなえているもの なお、生産緑地について使用又は収益を有する権利を有するものは、当該生産緑地を農地等として管理しなければならない。
た行	
地産地消 P3,11,12,25,30,31,41,43	地域で生産されたものを地域で消費するだけでなく、生産者と消費者を結びつけ「顔が見え、話ができる」関係づくりを行う取組みのこと。食料自給力・自給率の向上や、地域農業の活性化につながるだけでなく、農産物の輸送に伴うCO2排出量の削減が期待される。
東京農業振興プラン P2,3	都内の農業を取り巻く環境や経済・社会情勢が変化する中、東京都農林・漁業振興対策審議会の答申を踏まえ、都が、都民生活に密着した産業として東京農業を発展させる施策を展開していくために策定。現行計画は、平成24年度から概ね10年後を見据えた計画としている。
な行	
認定農業者制度 P1,2	農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者が、「効率的かつ安定的な農業経営」（他産業並みの労働時間により、他産業並みの所得を得られる農業経営）となることを目指して農業経営改善計画を作成し、市が当該計画を認定する制度のこと。
農商工連携 P25,30,31,41	地域の特色ある農産物、美しい景観等、長い歴史の中で培ってきた貴重な資源を有効に活用するため、農業者と商工業者がお互いの技術やノウハウを持ち寄って、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大等に取り組むこと。
農業経営基盤強化促進法 P1,2,26	効率的で安定的な農業経営の育成を図るために、経営の改善に取り組む農業者に対して、①農地利用の集積②経営管理の合理化③農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じることを定めた法律。
農業所得 P1,3,5,16,27,28	農業経営によって得られた収入から必要経費(家族労働費を除く。)を除いたもの。
農業体験農園 P6,10,11,15,18,19,20,23,25,28,42	農業者自らが開設し、市民が利用する農園で、利用者が農園主のきめ細かい指導とサポートのもとで、農業体験を行う場所。
農地転用 P8,10	農地に区画形質の変更を加えて、住宅や工場、道路等の用地に転換することをいう。優良農地を保護する目的のため、農地転用には、農地法により一定の規制が設けられている。

農地の持つ多面的機能
P1,10,21,23,25,37

食料やその他の農産物の供給だけでなく、国土の保全や水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農業生産活動が行われることにより生ずる多方面にわたる機能のこと。

農地利用集積円滑化事業
P26

平成21年の農業経営基盤強化促進法の改正により創設された事業で、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し、農地の利用集積の円滑化を図ることを目的として行う次の事業をいう。

①農地の所有者の委任を受け、その者を代理して農地の貸借や売買、農作業の委託等を行う事業（農地所有者代理事業）、②農地を借り受け、又は買い入れて、意欲ある農業者に対し、当該農地の貸付け、売渡し、又は交換を行う事業（農地売買等事業）、③農業者への研修等事業

第2次西東京市農業振興計画

平成26（2014）年度～平成35（2023）年度

平成26年3月

発行 西東京市

編集 西東京市生活文化スポーツ部産業振興課
〒202-8555
西東京市中町一丁目5番1号
電話 042-464-1311（代）



西東京市